

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年1月31日
【届出者の氏名又は名称】	シトコ・トラスティーズ(ユークティー)・リミテッド・アズ・トラスティー・オブ・スリーディー・エンデバー・マスター・ファンド－ツ－(CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND－II)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、KY1-1205、グランドケイマン、カマナ・ベイ、ネクス・ウェイ、私書箱31106(89 Nexus Way, Camana Bay, PO Box31106, Grand Cayman, KY-1-1205, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 清野 諒一
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル9階 祝田法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5218-2084(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 奥苑直飛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、シトコ・トラスティーズ(ユークティー)・リミテッド・アズ・トラスティー・オブ・スリーディー・エンデバー・マスター・ファンド－ツ－(CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND－II)をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、NTT都市開発リート投資法人をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

- (注7) 本公開買付けは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき設立された投資法人である対象者の投資口(以下「対象者投資口」といいます。)を買付けの対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等の内容とは限りません。また、対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用のある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14 e - 5 条(b)項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、対象者投資口を自己又は顧客の勘定で取得する可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても、当該買付けを行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

対象者が2025年1月30日付けで事業年度第44期(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、公開買付者が2025年1月28日付けで提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該有価証券報告書を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第42期(自 2023年 5 月 1 日 至 2023年10月31日)	2024年 1 月30日	関東財務局長に提出
事業年度 第43期(自 2023年11月 1 日 至 2024年 4 月30日)	2024年 7 月30日	関東財務局長に提出
事業年度 第44期(自 2024年 5 月 1 日 至 2024年10月31日)	2025年 1 月30日	関東財務局長に提出 <u>予定</u>

(訂正後)

事業年度 第42期(自 2023年 5 月 1 日 至 2023年10月31日)	2024年 1 月30日	関東財務局長に提出
事業年度 第43期(自 2023年11月 1 日 至 2024年 4 月30日)	2024年 7 月30日	関東財務局長に提出
事業年度 第44期(自 2024年 5 月 1 日 至 2024年10月31日)	2025年 1 月30日	関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

対象者が2025年 1 月30日付けで事業年度第44期(自 2024年 5 月 1 日 至 2024年10月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第 1 項第12号の規定による書面を本公開買付けに係る本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。